

## 相談の流れ

1 あなたは悪くありません。不快だと感じたときは、相手に「嫌だ」という気持ちを、言葉と態度で伝えましょう。

2 もし、それが難しい時は、教職員など周囲の信頼できる人や友人などに相談するのも良いです。また大学にはカウンセラーやハラスメント相談員もいます。

3 ハラスメント相談員への相談は、メール・電話・手紙・訪問等で受け付けています。

4 相談員と一緒に解決策を考えていきます。

## 被害にあっている人を見たときには…

自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら、ハラスメント相談員へ相談することを勧めましょう。必要に応じて、同行したり本人に代わって相談したりすることもできます。

## 相談員からのメッセージ

大学には「ハラスメント相談員」がいます。どの相談員にも自由に相談することができます。どのような問題も、一人で抱え込まずに相談してください。プライバシーは守られます。相談することであなたが不利になることは決してありません。

## 相談員の連絡先

相談員の連絡先については、横浜創英大学ポータル内にてご確認ください。

問い合わせ

**学生支援課**

**TEL : 045-922-5641**  
**E-mail : shien@soei.ac.jp**

## ハラスメントのない大学にするために

横浜創英大学では、  
すべての学生・教職員が  
安全かつ快適な環境で  
修学・研究・職務に専念できるよう努めます。



学校法人堀井学園  
**横浜創英大学**

ハラスメント防止委員会編  
発行日：2021年4月1日

# ハラスメントのない キャンパスを 実現するために…

私たち一人ひとりが  
自分の言葉や行いを  
省みることが大切です

## 基本的な心構え

- お互いの人格を尊重し、認め合きましょう。
- 性別に関する固定観念をなくしましょう。
- 個人の価値観や宗教的な差異を相互に認め合しましょう。
- ハラスメントの意味や被害を十分認識し、適切に行動するように努めましょう。
- 日常的にコミュニケーションによる相互理解を深めましょう。
- 常に他者に対して思いやる心を持ちましょう。

## ハラスメントを起こさないために…

- 言動に対する受け止め方には、個人差があることを認識しましょう。ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になります。
- あなたの言動に対して、相手から意思表示があるとは限りません。これぐらいなら相手も許容するだろうという勝手な憶測や思い込みはやめましょう。
- たとえ悪意がなくても、あなたの言動を相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には同じ言動を繰り返さないようにしましょう。
- 学内のみならず、実習先など学外でもハラスメントを容認したり、見て見ぬふりをしたりせず、ハラスメント相談員へ相談しましょう。

# ひとりで、悩んでいませんか？…まずは、相談してみましょう。

## セクシャル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる  
性的性質のある言動を指します。



- 研究室に貼ってある水着のカレンダー、本当はいやだ。
- 同じ授業を受けている人からしつこく連絡先を聞かれ「一緒に帰ろう」と待ち伏せされた。
- 実習先で担当者や患者さんからおしりをさわられた。
- 2人きりの食事の誘いを断ったら、急に指導をしてもらえなくなった。
- 「男のくせに根性がない」と言われた。
- 「今日生理？」と聞かれた。

## アカデミック・ハラスメントとは

一般的には、  
教育・研究の場において行われる  
嫌がらせの言動を指します。



- 教員や先輩から「高校からやり直せ」「君に話したのがバカだった」などと言われた。
- 不公平な成績評価を受けた。
- レポートを持って行ったが、期限内なのに受け取ってもらえなかった。
- 実習先で「看護師・保育士には向いていない」と連日言われ続けた。
- 他の研究室員との交流やディスカッションを禁じられた。
- 研究発表や論文の投稿を妨害された。

## パワー・ハラスメントとは

教職員や上級生など、優越的地位にある者が、  
圧力を加え、  
権利・名誉や人格を著しく傷つけるような言動を指します。



- 不当で自分勝手なルールを強要された。
- 業務上必要な情報を意図的に伝えてもらえなかった。
- 学生など他人が見ている前で過度に叱責されたり罵倒されたりした。
- 通常の業務時間では達成が困難な課題を日常的に強要され、できないと非難された。
- 「無理」、「ばか」、「やめてしまえ」など人格を侵害することを言われた。

## 妊娠・出産・育児休業・介護休業等 に関するハラスメントとは

妊娠・出産したことや、育児や介護  
のための制度等を利用することに  
対する嫌がらせの言動を指します。



- 「所定外労働の制限をしている人には大した仕事はさせられない」といわれ、雑務のみさせられる状況となっている。
- 「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と言われた。
- 出産のための休学について相談を受けた教員に「休学するなら退学してもらおう」と言われた。
- 育児休業を申し出た男性職員に「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」といわれ、取得をあきらめることになった。
- 介護休業の請求に対して「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」といわれ、取得を認めてもらえなかった。

## その他のハラスメントとは

相手の意に反した言動によって、  
不快な気持ちを抱かせ、正常な修学、研究、職務、  
課外活動の遂行を妨げることなどを指します。



- 「女は研究者に向かない」と言って、男性に比べ研究指導を手抜きされた。
- コンパの席で、「男なんだから、飲め!!」と強要された。
- 上級生が下級生にお酒を無理に飲ませようとする。
- 恋人に携帯電話を勝手に見られ、異性からのメールや通話履歴があると行って罵られた。
- SNS(social networking service) を使ってブログ・掲示板への個人を特定した誹謗中傷等の書き込みをする。